

# 《新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ》

## 雇用維持と事業継続のための 資金繰り支援等のご案内

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け、**中堅**：中堅企業向け、**大**：大企業向け

### 1. 事業継続のための運転資金が心配

**個** **中小**

#### ■ 日本政策金融公庫等で **実質無利子・無担保の融資**が受けられます

※対象者は最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年比で一定以上減少した方

※実質無利子化の限度額は、日本公庫については個人事業主 3千万円（国民事業） 中小企業者 1億円（中小事業） 商工中金については1億円（危機対応融資）

#### ■ 民間金融機関で最大3千万円の **実質無利子・無担保の融資**が受けられます

※対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方

### 2. 過去に借り入れた資金の返済が負担

**個** **中小**

#### ■ 日本政策金融公庫等の **過去の借入れを一部実質無利子で借換**できます

※実質無利子化の限度額は最大1億円。借換えの限度額（新規融資と借換の合計額）は3億円

※実質無利子化の限度額は、日本公庫 中小事業 1億円、国民事業3千万円 商工中金 危機対応融資1億円

### 3. 雇用を維持したいが給与の支払いが心配

**個** **中小** **中堅** **大**

#### ■ 従業員の **賃金等を最大9/10助成**されます

※解雇を伴わない場合の助成率は中小企業9/10 大企業3/4

### 4. 家賃など月々の固定費の支払いが厳しい

**個** **中小** **中堅**

#### ■ 事業全般に広く使える **現金が最大200万円支給**されます

※対象者は売上が前年同月比で50%以上減少している方

※給付上限は、法人（中堅・中小・小規模）200万円、個人事業主（フリーランス含む）100万円

### 5. 税や社会保険料、電気・ガス料金の支払いが心配

**個** **中小** **中堅** **大**

- 基本的に全ての税の **納税を猶予** できます
- 厚生年金等の **保険料の納付を猶予** できます
- **電気・ガス料金の支払いを猶予** できます

※各制度の利用条件など詳細は支援パンフレット等でご確認ください。（裏面QRコードから読み込めます）



## 資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先

- 中小企業 金融・給付金相談窓口：0570-783183 ※平日・休日9：00～17：00
- 金融庁相談ダイヤル：0120-156811（フリーダイヤル）※平日10：00～17：00  
※IP電話からは03-5251-6813におかけください

## 経済産業省における中国地域の新型コロナウイルスに関する相談窓口

- 中国経済産業局 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口：082-224-5661  
※平日8:30～17:00 休日9:00～17:00

### ■セーフティネット保証についてはこちら■

|           |              |
|-----------|--------------|
| 鳥取県信用保証協会 | 0857-26-6631 |
| 島根県信用保証協会 | 0852-22-2837 |
| 岡山県信用保証協会 | 086-243-1122 |
| 広島県信用保証協会 | 082-228-5501 |
| 山口県信用保証協会 | 083-921-3094 |

### ■セーフティネット貸付についてはこちら■

|     |          |      |        |              |
|-----|----------|------|--------|--------------|
| 鳥取県 | 日本政策金融公庫 | 鳥取支店 | 中小企業事業 | 0857-23-1641 |
| 鳥取県 | 日本政策金融公庫 | 鳥取支店 | 国民生活事業 | 0857-22-3156 |
| 鳥取県 | 日本政策金融公庫 | 米子支店 | 国民生活事業 | 0859-34-5821 |
| 島根県 | 日本政策金融公庫 | 松江支店 | 中小企業事業 | 0852-21-0110 |
| 島根県 | 日本政策金融公庫 | 松江支店 | 国民生活事業 | 0852-23-2651 |
| 島根県 | 日本政策金融公庫 | 浜田支店 | 国民生活事業 | 0855-22-2835 |
| 岡山県 | 日本政策金融公庫 | 岡山支店 | 中小企業事業 | 086-222-7666 |
| 岡山県 | 日本政策金融公庫 | 岡山支店 | 国民生活事業 | 086-225-0011 |
| 岡山県 | 日本政策金融公庫 | 津山支店 | 国民生活事業 | 0868-22-6135 |
| 岡山県 | 日本政策金融公庫 | 倉敷支店 | 国民生活事業 | 086-425-8401 |
| 広島県 | 日本政策金融公庫 | 広島支店 | 中小企業事業 | 082-247-9151 |
| 広島県 | 日本政策金融公庫 | 広島支店 | 国民生活事業 | 082-244-2231 |
| 広島県 | 日本政策金融公庫 | 尾道支店 | 国民生活事業 | 0848-22-6111 |
| 広島県 | 日本政策金融公庫 | 福山支店 | 国民生活事業 | 084-922-6550 |
| 広島県 | 日本政策金融公庫 | 呉支店  | 国民生活事業 | 0823-24-2600 |
| 山口県 | 日本政策金融公庫 | 山口支店 | 国民生活事業 | 083-922-3660 |
| 山口県 | 日本政策金融公庫 | 下関支店 | 中小企業事業 | 083-223-2251 |
| 山口県 | 日本政策金融公庫 | 下関支店 | 国民生活事業 | 083-222-6225 |
| 山口県 | 日本政策金融公庫 | 徳山支店 | 国民生活事業 | 0834-21-3455 |
| 山口県 | 日本政策金融公庫 | 岩国支店 | 国民生活事業 | 0827-22-6265 |

### ■雇用調整助成金についてはこちら■

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 鳥取労働局 職業対策課     | 0857-29-1708 |
| 島根労働局 助成金相談センター | 0852-20-7029 |
| 岡山労働局 職業対策課     | 086-801-5107 |
| 広島労働局 職業対策課     | 082-502-7832 |
| 山口労働局 職業対策課     | 083-995-0383 |

### ■支援施策全般についてはこちら■

|            |              |
|------------|--------------|
| 鳥取県よろず支援拠点 | 0857-31-5556 |
| 島根県よろず支援拠点 | 0852-60-5103 |
| 岡山県よろず支援拠点 | 086-286-9667 |
| 広島県よろず支援拠点 | 082-240-7706 |
| 山口県よろず支援拠点 | 083-902-5959 |

上記窓口のほか、各商工団体等も相談窓口となっております。

詳細は右のQRコードよりご確認ください。



- 経済産業省HP特設ページにパンフレットを掲載しており、支援策の問合せ先も掲載しております。経済産業省新型コロナウイルス感染症関連で検索、または右のQRコードよりご確認ください。
- 感染症流行が収束した後の経済活動の回復に向けた支援策等もごさいます。





新型コロナウイルス感染症で  
経営にお困りの事業者の皆様へ

# 貨物運輸業経営者

事業や雇用の維持のため新たな給付金制度の  
創設をはじめあらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに

最大

200万円

給付金を支給

実質

無利子

融資で

資金繰りを  
支援

休業手当等の

最大

9/10

を助成

裏面に貨物運輸業の皆様が支援を受けられる場合について  
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。 [裏面へ](#)



## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

実質無利子融資や最大200万までの給付金により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上は縮小する中、  
車両維持費等の固定費は  
変わらず負担に

最大200万円まで給付金を支給します。  
新たに持続化給付金を創設し、法人には最大200万円、  
個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金を支給。  
※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

コロナ特別貸付等の資金繰り支援があります。  
新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。さらに、都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子の融資を拡大。

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます。  
休業手当等について、4/5（解雇等を行わない場合は、9/10）を助成。  
※中小企業の場合

税金や保険料の  
支払いが負担に  
なっている

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。  
基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

取引先の貨物減少を  
補う新たな顧客を  
獲得したい

ものづくり補助金、IT導入補助金が活用できます。  
新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。  
顧客対応・販売支援システム（マーケティング、予約管理、営業行動支援、嗜好情報管理）等を利用した付加価値を高めたサービス提供に、IT導入補助金の活用が可能。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください。】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、  
中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、  
中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

<最寄りのお口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください>



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

